

議案第112号

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加
及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によること
とされる同法第252条の2の2第1項の規定に基づき、茨城消防救急無線・指令セ
ンター運営協議会規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和7年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

（提案理由）

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会に日立市及び稲敷地方広域市町村圏
事務組合が加入することに伴い、この案を提出するものである。

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を変更する規約

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約（平成25年4月1日施行）の一部を次のように変更する。

第2条中「水戸市」の次に「，日立市」を加え，「，鹿島地方事務組合」を削り，「及び鹿行広域事務組合」を「，鹿行広域事務組合，稲敷地方広域市町村圏事務組合及び鹿島地方事務組合」に改める。

附 則

この規約は，全ての構成団体の議会の議決があった日から起算して10日を超えない範囲内において構成団体の長が協議して定める日から施行する。

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(協議会を構成する市町及び一部事務組合)</p> <p>第2条 協議会は、水戸市、<u>日立市</u>、土浦市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、常陸大宮市、那珂市、かすみがうら市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町_____、茨城西南地方広域市町村圏事務組合、筑西広域市町村圏事務組合、常総地方広域市町村圏事務組合、<u>鹿行広域事務組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合及び鹿島地方事務組合</u>(以下「構成団体」という。)をもって構成する。</p> <p>第3条 (以下略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(協議会を構成する市町及び一部事務組合)</p> <p>第2条 協議会は、水戸市_____, 土浦市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、常陸大宮市、那珂市、かすみがうら市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、<u>鹿島地方事務組合</u>、茨城西南地方広域市町村圏事務組合、筑西広域市町村圏事務組合、常総地方広域市町村圏事務組合<u>及び鹿行広域事務組合</u>_____ (以下「構成団体」という。)をもって構成する。</p> <p>第3条 (以下略)</p>